



保険セクターの国際的な 規制の動向

(Vol. 20, 2022 年 2 月 ~ 3 月)



保険セクターの国際的な規制の動向（2022年2月～3月）

内容

A: 加 OSFI、再保険に関するガイドラインを改正（2月11日）	3
B: FSB、暗号資産に関するレポートを公表（2月16日）	4
C: 豪 APRA、コンプライアンス・リスクにかかる監督上の着眼点を提示（2月17日）	5
D: FSB、2022年の優先課題をG20に報告（2月17日）	7
E: 仏 ACPR、気候変動リスクにかかる取組みの好事例を公表（2月22日）	8
F: EC、サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令案を採択（2月23日）	9
G: 豪 APRA、気候変動の財務リスクのアセスメントの実施を通知（3月2日）	11
H: 香港 IA、コンダクト関連のレポートを発行（3月2日）	11
I: 豪 APRA、再保険の集中リスクに関する規制を改正（3月8日）	11
J: 米 NAIC、格付会社の格付手法の改正案に異議を表明（3月9日）	12

A: 加 OSFI、再保険に関するガイドラインを改正（2月11日）

- n カナダ金融機関監督庁（OSFI）は、再保険に関する2つのガイドライン「健全な再保険の実務と手続き」および「損害保険の大規模な保険エクスポージャーと投資の集中」を改正した。これにより、OSFIが2018年に開始した再保険の枠組みのレビューが完了することとなる。
- n 2018年に開始したレビューの背景や目的は以下のとおり。
 - 背景：特に損保において、カナダで引き受けた保険の大部分を外国に出再するというケースが増えてきている。再保険は、保険会社のリスク管理において重要な役割を果たす一方、保険会社にオペレーショナル・リスク、カウンターパーティ・リスク、法的リスクをもたらすものともなる。
 - 目的：ガイドラインを改正し、特に損保について、大規模なエクスポージャーやカウンターパーティの集中リスクの管理の高度化を促すとともに、保険会社の資本の十分性を確保すること。
- n 今般改正された2つのガイドラインの主な内容は以下のとおり。いずれも2025年1月に発効する予定。
 - 「健全な再保険の実務と手続き」ガイドライン

原則1	<ul style="list-style-type: none"> n 保険会社は、上級経営陣が監督する、健全で包括的な再保険リスク管理方針（RRMP）を有する。 Y 保険会社は、再保険取引の適切性と実効性を定期的に評価する。OSFIは、外国の保険会社がカナダで引き受けたリスクを関連会社である再保険会社を利用して本国に出再する場合、資本の控除を認めない。 Y 保険会社は、RRMPにおいて、適切な出再の上限やカウンターパーティの集中（個社およびグループとも）の上限を定めるとともに、カウンターパーティ・リスクを再保険会社のgoing-concern、gone-concern双方の観点から評価する。また、保険会社は、保険リスクの100%もしくは「実質的にすべて」を出再すべきでない。
原則2	<ul style="list-style-type: none"> n 保険会社は、カウンターパーティ・リスクを評価および管理するために十分な程度で、再保険のカウンターパーティのデュー・ディリジェンス（DD）を行う。 Y 保険会社は、再保険会社がグループ内の会社であるか否かに関わらず、同じ水準でDDを行う。DDに際しては、出再先の再保険会社の母国の規制・監督の枠組みや法制度、破綻処理の枠組みなどを勘案する。 Y 保険会社は、第三者に完全に依拠するのではなく、自身でDDを行う。
原則3	<ul style="list-style-type: none"> n 再保険契約の条項は、再保険カバーについて明確さと确实さを提供する。 Y 保険会社は、包括的で、かつ、文書による拘束力のある再保険契約が再保険カバーの発効前に締結することを確保するためのプロセスと手続きを有する。 Y OSFIは、包括的な再保険契約が発効日以降に締結されている事例を承知しており、そのような慣行がオペレーショナル・リスクや風評リスクにつながることを懸念している。保険会社には、再保険カバーの発効前に、重要な項目を含む契約上拘束的なサマリー文書入手し、その後、例えば120日以内に最終的な契約文書とすることが期待される。

原則4	<p>n 再保険契約の条項は、出再する保険会社に悪影響を与えない。</p> <p>Y 保険会社は、出再者の破綻のみを理由として再保険回収額が減価されることが無いよう、再保険会社から破綻した出再者に対して再保険金が全額支払われることを明確にする支払い不能条項を設ける。</p>
------------	---

○ 「損害保険の大規模な保険エクスポージャーと投資の集中」ガイドライン

大規模な保険エクスポージャー	<p>Y 損害保険会社（以下、「保険会社。」）は、自社のリスク・アパタイトの枠組みと整合する、包括的な総引受上限の方針（Gross Underwriting Limit Policy：GULP）を有する。</p> <p>Y 保険会社は、GULPにおいて、種目ごとに「単一保険エクスポージャー（SIE）」を定義し、SIEに関連する最大損失の観点から引き受けようとする総保険リスクの上限を種目ごとに設定し、それを少なくとも年次でレビューする。</p> <p>Y 保険会社には、SIEの最大損失を決定および測定する基準とアプローチを構築することが期待される。</p>
保険エクスポージャーの上限	<p>Y SIEの最大損失の発生に起因する「正味保有額 + 外国再保険会社に対する正味最大エクスポージャー」の額は、公開会社もしくは被規制金融機関である保険会社の場合は利用可能資本の総額の100%、以外の保険会社の場合は同25%、外国保険会社支店の場合は利用可能純資産の100%を超えない。</p>
投資の集中	<p>Y 保険会社は、自社のリスク・アパタイトの枠組みと整合的な、投資の集中の管理にかかる方針を有する。</p> <p>Y 1社もしくは1グループに対する投資総額の市場価額は、資産の5%を超えない。</p>

インプリケーション：国内の保険会社の健全性や保険契約者の保護を確保する観点から監督当局が再保険（元受保険会社による出再）の規制・監督に焦点をあてることは適当なアプローチであると考えられる。こうした動きを受け、日本においても、再保険にかかる規制が強化され、また、元受保険会社の再保険のプラクティスにかかる監督が深化することも十二分に想定される。

（出所）OSFI ‘OSFI publishes revised guidelines on reinsurance practices’

B: FSB、暗号資産に関するレポートを公表（2月16日）

n 金融安定理事会（FSB）は、「暗号資産が金融安定にもたらすリスクの評価」と題するレポートを公表した。本レポートは、裏付けの無い暗号資産（Bitcoinなど）、ステーブルコイン、分散型金融（DeFi）と暗号資産取引プラットフォーム、の3つのマーケット・セグメントの進展や脆弱性を取り扱う。主な内容は以下のとおり。

裏付けの無い暗号資産	<p>Y 金融セクターのエクスポージャー：暗号資産と金融システムとの相互関連性が高まってきており、実効的な規制や監督が行われなければ、特に、新興市場国において、金融安定のリスクが顕在化し得る。機関投資家による暗号資産への投資や暗号資産デリバティブの利用などがさらに進展すれば、予期せぬ形でバランスシートや流動性に影響を及ぼし得る。</p>
-------------------	---

	<p>Y 資産価値：ボラティリティの高さは、暗号資産への投資にかかる市場リスクを浮き彫りにする。個人投資家による暗号資産の保有のシェアも高まっている。</p> <p>Y 信頼性：暗号資産には預金保険のような制度も無く、金融知識が十分でない個人投資家による暗号資産の保有の拡大は、金融市場に対する信頼の低下につながり得る。</p>
ステーブルコイン	<p>Y 金融セクターのエクスポージャー：ステーブルコインは、準備資産の保有を通じて金融システムと直接的につながり得る。他方で、ステーブルコインの発行者は、例えば、開示の実務における一貫性を有していない。</p> <p>Y 資産価値：ステーブルコイン・セクターにおけるガバナンス、リスク管理、オペレーショナル・レジリエンスへの懸念が高まっている。その背景には、準備金の十分性や構成、真実でない、もしくは、誤った情報の開示に対する法的な対応などがある。</p> <p>Y 信頼性：ステーブルコイン・ホルダーの償還の権利について透明性が欠けることがステーブルコインへの信頼が損なわれる要因の一つ。償還の権利は、資産の流動性に必ずしも裏付けられたものではない。</p> <p>Y グローバル・ステーブルコイン（GSC）：大規模なステーブルコイン提供者による無秩序な償還は、暗号資産市場に混乱を生じさせ、また、金融システムに波及効果をもたらす得る。GSCが複数の通貨のバスケットを参照している、もしくは、裏付け資産と発行資産との間に通貨のミスマッチがある場合、通貨交換のリスクなどにもつながり得る。</p>
DeFiおよび暗号資産取引のプラットフォーム	<p>Y DeFiプラットフォームのガバナンス構造は分散しており、規制・監督が困難になる。DeFiプラットフォームにはカウンターパーティの確認や検証が求められておらず、本人確認を行うことが困難になり、また、取引の追跡が困難であることから、違法な活動、マネー・ロンダリング、テロ資金供与などのリスクが高まり得る。</p> <p>Y 規制や市場監視が十分に行われなため、DeFiプラットフォームは、プロトコルや技術の集中リスク、オペレーション上のトラブルやサイバー攻撃、ガバナンスの欠如など、金融安定へのリスクをもたらす。</p>

インプリケーション：保険会社は、機関投資家として暗号資産に関与し得るほか、グループ内のエンティティが暗号資産に関連する事業を営む場合には、保険グループとして暗号資産に関与することとなる。いずれの場合にも、関与の程度が高まるにつれ、保険会社自身のリスクのみならず、保険会社（グループ）が金融安定に及ぼすリスクも高まることとなる。したがって、今後、監督当局によるモニタリングが強化されることも想定され得ると考えられる。

（出所）FSB 'Assessment of Risks to Financial Stability from Crypto-assets'

C: 豪 APRA、コンプライアンス・リスクにかかる監督上の着眼点を提示（2月17日）

- n オーストラリア健全性規制庁（APRA）は、コンプライアンス・リスクの監督および金融機関によるコンプライアンス・リスクの管理にかかる監督上の着眼点を示した。主な内容は以下のとおり。
- o 近年の「ハイプロファイルな」コンプライアンス違反の事案は、コンプライアンス・リスクの管理に失敗すると、深刻な財務上および風評上のダメージを生じさせ得ることを示している。

- APRAは、2019年に4つの大規模銀行を対象としてコンプライアンス・リスク管理に焦点をあてたレビューを実施して以降、被規制金融機関のコンプライアンス・リスクの管理を注視している。
- コンプライアンス・リスクは、金融機関の法令等の遵守の能力と、遵守できなかった場合の帰結に関するもの。オペレーショナル・リスクは、戦略上の目的の達成に関連するリスクを理解し、管理することに目を向けるものである一方、コンプライアンス・リスクは、ビジネスを行う上での最低限満たすべき要件を管理することと考えられる。各金融機関は、関係する義務（規制）を特定するための強固なプロセスを構築し、規制の変更に対応する必要がある。
- コンプライアンス・リスクに対するARPAのアプローチ
 - ◻ コンプライアンス・リスク管理が上級経営陣や取締役会にとって優先度が高いものであることが重要。コンプライアンス・リスク管理に対する十分に文書化されたアプローチは、金融機関のオペレーションを支えるものとなる。それによって、金融機関は、コンプライアンス違反への対応ではなく、消費者に対する価値の創造に時間を割くことができる。
 - ◻ APRAが重視しているポイントは、健全性基準を遵守していることを示し、モニターし、また、APRAのガイダンスを考慮する金融機関の能力である。健全性基準の違反が生じた場合、その根本原因を特定し、かつ、それに対応していることを確保するため、APRAは、人、体制、プロセスに焦点をあててレビューを行う。
 - ◻ APRAは、金融機関のリスクの枠組みの十分性やリスク管理のプロセスや実務を評価するため、健全性規制以外の規制の遵守能力にも目を向ける。APRAは、金融機関がどのように規制をとらえ、遵守しているかを理解するため、金融機関のコンプライアンス・リスク管理のプロセスを検証する。APRAは、金融機関がサイバー・リスク、オペレーショナル・リスクなどの管理に向けるのと同じ注意や優先順位付けをコンプライアンス・リスクについても行うことを期待している。
- コンプライアンス・リスク管理の好事例

1. コンプライアンス・リスクの管理に対して明確に定義されたアプローチを有すること	◻ すべての規制要件が把握され、定期的にアップデートされていることを確保するため、ハイブリッドなアプローチ（情報の定期購読サービスとコンプライアンスの専門家からのインプットの双方を用いることを含む。）を採用すること。 ◻ 常に規制を遵守していることを確保するため、規制変更への対応やその管理について、事業部門とコンプライアンス機能が協力すること。
2. コンプライアンス・リスクの管理をサポートする確立されたプロセスを有すること	◻ 商品やサービスのプロセスの全体像を理解し、また、ビジネス・プロセスと規制とのギャップを特定するための継続的なモニタリングを行うこと。
3. コンプライアンス・リスクの管理の責任を明確に特定すること	◻ コンプライアンス・リスク管理の枠組みの一部として、説明責任の3線モデル（コンプライアンス・リスクの管理に説明責任を有する事業部門、監督や牽制を行うリスク管理部門、独立したアシュアランス活動を行う内部監査部門）にわたる説明責任を明確にすること。 ◻ 説明責任は、上級経営陣や取締役会がコンプライアンス・リスクを最重要事項として取り扱うカルチャーを醸成することにより強化される。

インプリケーション：APRAの「金融機関は、コンプライアンス・リスク管理のための十分な態勢を構築することによって、コンプライアンス違反への事後的な対応ではなく、消費者に対する価値の創造に時間を割くことができる。」との指摘は的を射ているものであると考えられる。コンプライアンス違反への事後対応（監督当局からの報告命令や業務改善命令への対応を含む。）は、金融機関の前向きな事業活動を停滞させ得るほか、それに要するコストの負担を顧客に転嫁し得るものともなる。金融機関には、これらのことも十分に理解した上で、コンプライアンス・リスクの管理の重要性を再認識し、対応することが期待される。

（出所）APRA ‘How to manage compliance risk and stay out of the headlines’

D: FSB、2022年の優先課題をG20に報告（2月17日）

金融安定理事会（FSB）が2月17日、18日のG20財務大臣・中央銀行総裁会合に提出したレターの主な内容は以下のとおり。

優先課題	概要
1. 金融市場のCovid後の世界への調整のサポート	FSBは、より公正で、サステナブルで、インクルーシブな世界のリカバリーをサポートするための政策の検討、Covid-19の癩痕に対応するために各国の当局が検討すべき効果的な金融セクターのプラクティス、それぞれについてG20に報告する（中間報告は7月、最終報告は10月）。
2. Covid-19の経験に照らした金融システムのレジリエンスの強化	ノンバンク金融機関（NBFI）のレジリエンスを高めることは、資金の経済への安定的な供給につながり、また、金融システムのリスクへの耐性を高めるなど、多大なベネフィットをもたらすことから、引き続き、FSBの最優先課題である。FSBは、2022年10月のG20会合に、NBFIのシステムック・リスクへの対応にかかる政策提案などを行う。
3. デジタライゼーションがもたらすベネフィットの活用とリスクへの対応	<p>新たな技術のクロスボーダー決済への活用に関し、今後、既存のシステムや取極めを改善するための方策を検討していく必要がある。</p> <p>デジタライゼーションに関連する潜在的な金融安定リスクへの対応も必要であり、FSBは今回のG20会合に、分散型金融（DeFi）を含む暗号資産のエコシステムの主要な構成要素が金融安定にもたらすリスクの評価にかかる報告書を提出している。（：本稿記事Bを参照。）</p> <p>暗号資産マーケットにおいて高まっている金融安定リスクにホリスティックに対応することが重要である。FSBは、グローバル・ステーブルコインにかかる規制・監督のギャップや重複への対応を進めるとともに、他の基準設定主体と協力して、裏付けの無い（unbacked）暗号資産の規制・監督上のアプローチを検討する。</p> <p>金融機関による外部のサービス・プロバイダの利用が大きく進展しており、その実効的な監督のための方針がますます重要となっている。加えて、サイバー・リスクへの対応も重要であり、FSBは、サイバー・インシデント報告のベスト・プラクティスを策定する。</p>

4. 気候変動による財務リスクへの対応	Y 気候変動については、開示、データ、脆弱性の分析、規制・監督のアプローチ、の4つの柱すべてについて検討を進める。開示に関しては、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）によるグローバルなベースライン基準の策定と各国における採択をサポートする。データに関しては、データ・ギャップへの対応を進めるとともに、シナリオ分析について気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク（NGFS）と協働する。
---------------------	--

インプリケーション：3つ目の「デジタルイゼーションがもたらすベネフィットの活用とリスクへの対応」に関し、記事Bでも言及した暗号資産にかかるリスクへの対応が必要となるほか、外部委託やサイバーのリスク管理の高度化を通じたオペレーショナル・レジリエンスの強化は喫緊の課題であると言える。日本の保険会社にも一層の取組みが期待されよう。

（出所）FSB ‘FSB Chair’s letter to G20 Finance Ministers and Central Bank Governors: February 2022’

E: 仏 ACPR、気候変動リスクにかかる取組みの好事例を公表（2月22日）

- n フランス健全性監督破綻処理機構（ACPR）は、気候変動リスクへの対応にかかる業界（21の保険グループおよび3つの業界団体）の取組みの好事例をまとめたレポート「気候変動リスクのガバナンス」を公表した。
- n 本レポートは、特に、バランスシートのリスク管理を通じて気候リスク（気候変動から生じる物理的リスク、移行リスク、賠償リスク）に適応するために講じた施策、および、気候変動の緩和に貢献するために講じた施策、の双方に焦点をあてている。主な内容は以下のとおり。

戦略	<p>Y 保険会社は、気候リスクが事業活動（短期）や資産運用、ビジネス・モデル（長期）に与える潜在的な影響を勘案し、気候リスクを重要な要素として戦略の策定に取り込む必要があると考えている。</p> <p>Y 気候リスクを保険会社の戦略やビジネス・モデルに取り込むため、保険会社は、それらのリスク、事業に与える影響の重要性、関連する制約や機会を適切に理解するよう努めている。</p> <p>Y 保険会社は、特定された気候リスクが短期および長期で管理されていることを確保する必要があり、いくつかの保険会社は、気候リスクを中期目標に取り込むようになってきている。</p>
リスク管理	<p>Y 気候変動の影響は保険会社の事業活動およびエクスポージャーに大きな影響をもたらし得る。保険会社は、リスク管理の方針を可能な範囲で最も包括的なものとするため、気候リスクの全体像を見ており、また、自らの活動に適合したリスク・マップを作成している。</p> <p>Y 気候リスクは、他のリスクを増幅したり、生じさせたりすることもあるため、いくつかの保険会社は、様々な指標を用いて、気候リスクが自社の健全性に与える影響を定性的、定量的に評価している。また、いくつかの保険会社は、気候リスクの低減のための施策を講じている。</p> <p>Y データの信頼性を高めるため、いくつかの保険会社は、異なるソースからのデータを比較したり、相互に参照したりしているほか、外部のデータ提供者を利用する必要性も認識している。</p> <p>Y いくつかの保険会社は、ORSAプロセスを気候変動にかかる事項をモニタリングするためのツールとして利用することを指向している。</p>
内部組織	<p>Y 気候戦略の策定と実施を加速させるためには、組織内の監督機関の可動化と情報が最も重要であり、いくつかの保険会社は、気候変動の専門家を取締役会もしくはそれに付随する</p>

	<p>専門委員会のメンバーとしている。また、保険会社は、取締役に対して、気候変動にかかる情報提供や研修を行っているほか、経営会議に気候リスクを担当する役員を置いている。</p> <p>Y 監督機関が気候戦略を策定し、実践することを支援するため、いくつかの保険会社は、気候リスク委員会を設置している。また、CSR機能は、保険会社の気候戦略の策定と実践において大きな役割を果たしている。加えて、ガバナンスの観点から、例えば、経営会議におけるCSRや気候リスクの責任者は明確に特定されるようになってきている。</p>
認識の向上	<p>Y 保険会社は、気候リスクの健全なガバナンスを構築する上で重要な役割を果たす従業員の間で認識を高め、研修を行っている。いくつかの保険会社は、気候リスクの管理への関与を高めるため、従業員個人およびグループの目的（ESGに関連する閾値を含むことも考えられる。）をどのように定義できるかを検討している。</p> <p>Y いくつかの保険会社は、保険契約者をサステナブルなソリューションに向かわせるだけでなく、アドバイスを提供することなどにより、保険契約者が気候リスクを回避する取組みを支援している。また、保険会社は、株主として、気候リスクに対する投資先の認識を高める活動を行っている。</p>
コミュニケーション	<p>Y 保険会社は、規制上求められる報告以外に、気候変動に対する自らの取組みについて、保険契約者やその他のステークホルダーに情報を発信している。加えて、NGOや消費者団体、投資家などと定期的に意見交換を行っている。</p>

インプリケーション：フランスの保険会社は気候変動に対して具体的な取組みを行っていることがうかがえる。監督当局が好事例集などをとりまとめて公表することは、保険セクターにおけるさらなる取組みを進展させるドライバーとなるものと考えられる。日本においても、こうしたレポートの作成・公表が行われることが期待される。

（出所）ACPR 'The ACPR publishes its first report on the governance of climate change risk in the insurance sector'

F: EC、サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令案を採択（2月23日）

n 欧州委員会（EC）は、コーポレート・サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令案を採択した。今後、同指令案は、欧州議会および欧州理事会に提示され、承認を受ける。EUメンバー国は、承認後2年を経過するまでの間に、同指令を国内法に落とし込むこととなる。同指令の主な内容は以下のとおり。

背景	<p>Y 多くのEUメンバー国は、デュー・ディリジェンスに関する規制を導入し、また、いくつかの企業は、自らのイニシアティブで行動を起こしている。他方で、より大規模な改善が必要となっており、それは、自主的な取組みに委ねることで達成することは難しい。</p>
目的とベネフィット	<p>Y 目的：グローバルのバリュー・チェーンを通じて、サステナブルで責任ある企業行動を促すこと。企業は、自ら（その子会社やバリュー・チェーンを含む。）の活動が人権（児童労働や労働搾取など）や環境（汚染や生物多様性の損失など）に与える悪い影響を特定し、必要に応じて、防止し、終了させ、あるいは低減することを求められる。</p> <p>Y ベネフィット：企業にとっては、法的な確実性やレベル・プレイング・フィールドがもたらされる。消費者や投資家にとっては、透明性が高まることとなる。同指令は、欧州におけるグリーン・トランジションを推し進め、また、人権を保護するものともなる。</p>

適用対象	<p>Y EU企業： 従業員が500名以上で、グローバルの純売上高が1.5億ユーロ以上のEU企業（グループ1。約9,400社。）、従業員が250名以上で、純売上高が4,000万ユーロのEU企業（ に該当するものを除く。）で、同純売上高の少なくとも50%が指定されたセクター（繊維・皮革、農業、林業、漁業、食料品、採鉱など）からのものである企業（グループ2。約3,400社。）</p> <p>Y 非EU企業： EUにおける純売上高が1.5億ユーロ以上の非EU企業（グループ1）、EUにおける純売上高が4,000万ユーロ以上の非EU企業（グローバルの純売上高の少なくとも50%が上記の指定されたセクターからのものである場合。 に該当するものを除く。）（グループ2。約4,000社。）</p> <p>Y その他： 中小企業は、本指令の直接の適用対象とはならない。</p>
適用開始時期	<p>Y 官報に掲載後20日が経過した日。グループ2については、グループ1に指令が適用された2年後。</p>
デュー・ディリジェンス	<p>Y 企業が行う人権と環境のデュー・ディリジェンスには以下の事項を含む。</p> <p>デュー・ディリジェンスの方針に取り込むこと。</p> <p>実際の、もしくは、潜在的な人権および環境の悪影響を特定すること。</p> <p>潜在的な影響を防止もしくは低減し、また、実際の影響を終了させ、もしくは、最小限に抑えること。</p> <p>苦情処理の手順を構築し、維持すること。</p> <p>デュー・ディリジェンスの方針や施策の実効性をモニターすること。</p> <p>デュー・ディリジェンスについて開示すること。</p>
その他	<p>Y グループ1の企業は、自らの事業戦略がグローバルの気温上昇を1.5度に抑えることと整合していることを確保する計画を策定する必要がある。</p> <p>Y 本指令の適用対象となるEU企業の取締役は、自らの意思決定がサステナビリティに関連する事項（人権、気候変動、環境など）にもたらす結果を勘案しなければならない。また、それらの取締役は、デュー・ディリジェンスが行われることを確保し、それを監督する責任がある。</p>

インプリケーション：人権デュー・ディリジェンスに関し、日本では、政府が2020年10月に「ビジネスと人権に関する行動計画（2020 - 2025）」を策定しており、企業には、人権デュー・ディリジェンスを実施することが期待されている。他方で、例えば、英国（現代奴隷法）、フランス（企業注意義務法）、ドイツ（サプライチェーンにおけるデュー・ディリジェンス法）など、人権デュー・ディリジェンスを義務化している国もあり、欧州における本指令も、企業に人権デュー・ディリジェンスを義務付けるものとなる。欧州の金融機関の中には、ESG投資の枠組みの中で人権デュー・ディリジェンスを行っている金融機関もあり、今後、そのような取組みは一層進展するものと考えられる。日本国内では、義務化までは求められていないものの、他方で、特に、グローバルに事業を展開する日本の保険会社には、グローバル・マーケットにおけるプレイヤーの一員として、さらなる取組みが求められることとなる。

（出所）EC 'Just and sustainable economy: Commission lays down rules for companies to respect human rights and environment in global value chains'

G: 豪 APRA、気候変動の財務リスクのアセスメントの実施を通知（3月2日）

- n オーストラリア健全性規制庁（APRA）は、気候変動の財務リスクの自己評価（サーベイ）を行う旨を各金融機関に通知した。主な内容は以下のとおり。
- APRAは、中規模から大規模の金融機関を対象に、気候変動の財務リスクにかかる現行の実務のセルフアセスメントを実施する。
 - 目的：気候関連の財務リスクの特定、評価および管理に対する各金融機関のアプローチについて、APRAおよび業界の理解を高めること。サーベイでは、APRAが2021年11月に公表したガイダンスを用い、各金融機関による気候変動の財務リスクの管理方法に関する情報を収集する。サーベイは、また、気候関連のリスクをAPRAの監督上の評価に統合する役割も担う。加えて、業界、また、潜在的には、国際的な比較可能性やベンチマーキング、実務の高度化を図るものともなる。
 - 対象：中規模から大規模な金融機関。参加は任意。
 - 今後のプロセス：サーベイの結果は、対象が特定できない形で比較した結果を参加金融機関に提供。加えて、業界レベルでのインサイトやテーマを公表する。APRAは、また、サーベイから得られたインサイトを、気候変動の財務リスクに対応するための監督上のアプローチに取り込む。今後、サーベイの頻度や対象について検討を行う。

インプリケーション：オーストラリアにおいても気候変動の財務リスクの評価が行われることとなった。日本の保険会社については、現状、一部の大手社のみが監督当局によるシナリオ分析の対象となっているところ、今後、そのスコープが拡大されることも想定される。保険会社には、リスク管理の高度化の一環として、気候変動の財務リスクの管理について自発的な取組みを進めることが期待される。

（出所）APRA ‘APRA releases letter on upcoming climate risk self-assessment survey’

H: 香港 IA、コンダクト関連のレポートを発行（3月2日）

- n 香港保険監督局（IA）は、保険のミスコンダクトに関するレポート「Conduct In Focus」（第4号）を発行した。その中で、IAは2021年1月から2021年12月の1年間で1,304件の苦情を受理したこと（前年は1,434件）、そのうち、ミスコンダクト（保険募集、保険料の取扱い、国境を越えた募集、無免許募集、詐欺の申立て、保険関連書類の偽造、手数料の割戻し、および、他社との保険契約からの乗換え）にかかるものが28%と、2020年と変わらず最多であったことなどを示している。

（出所）IA ‘Latest edition of Conduct In Focus encourages best practice principles for insurers to handle complaints’

I: 豪 APRA、再保険の集中リスクに関する規制を改正（3月8日）

- n オーストラリア健全性規制庁（APRA）は、2021年4月に実施した市中協議¹を経て、生命保険会社の出再の集中リスクに関する規制を改正した。その概要は以下のとおり。
- 背景：APRAは、オフショア再保険会社（APRAの規制下にある保険会社から再保険を引き受ける、APRAの規制下に無い保険会社。）の利用について懸念を有している。それに対応するため、健全性規制（LPS 117）を改正し、規制上の要件がオフショア再保険に関連するリスクに相当するものであることを確保しようとしている。
 - 改正後のLPS 117（資本の十分性：資産集中リスク）の概要

¹ 「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 9, 2021年3月～4月）」記事Oを参照。

https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202104_ins_regulation.pdf

出再の上限	<p>Y カウンターパーティ・グレード（CG）が1～3の、出再者である生保の関連会社では無い、APRAの監督下にある生保との再保険取引：資産および負債に対応する資産（statutory and general fund、以下、「ファンド」。）の25%、資本（capital base）の125%、2,200百万豪ドルのうち最も大きい額。なお、再保険契約の締結後12か月以内にグレード3を下回る事となった場合にはこれらの上限を34%削減、同24か月以内では66%削減。それ以降は、「その他の再保険取引」と同じ取扱い。</p> <p>Y 生命保険会社のAPRAが承認する関連会社（CGが1～3で、APRAの監督下に無い会社）との再保険取引：ファンドの12.5%、資本の62.5%のいずれか大きい額。（グレード3を下回る事となった場合の取扱いは、上記と同様。）</p> <p>Y CG1～3の者との再保険取引：ファンドの5%、資本の25%のいずれか大きい額</p> <p>Y その他の再保険取引：ファンドの2.5%、資本の12.5%のいずれか大きい額。</p>
出再総額の上限	<p>Y 上記の再保険取引（APRAの監督下にある生保もしくは適切な再々保険者以外の者との再保険取引）について、エクスポージャーの総額の上限は、ファンドの12.5%、資本の62.5%のいずれか大きい額。</p>
リスクの低減の認識の制限	<p>Y 負債に対応する資産（statutory fund）にかかるAPRAの監督下にある生保以外の再保険会社との再保険契約について、当該再保険会社について保有しているストレス下でのネット後の再保険資産の最大50%は、適格な担保、保証提供者もしくは信用状発行者に対するエクスポージャーとして取り扱われ得る。</p> <p>Y ストレス下での再保険資産が再保険会社に対するエクスポージャーのリスクを適切に反映していないとAPRAが考える場合、APRAは資産集中リスクに対する資本チャージを調整できる。</p>

インプリケーション：記事Aのインプリケーションでも記載したとおり、保険会社の財務の健全性と保険契約者の保護を確保する観点から、日本においても再保険の規制・監督の強化や深化が進むことも十二分に想定される。

（出所）APRA 'APRA releases updated prudential standard to enhance management of reinsurance risks'

J: 米 NAIC、格付会社の格付手法の改正案に異議を表明（3月9日）

- n 全米保険監督官協会（NAIC）は、S&Pグローバルが2021年12月に市中協議に付した、保険会社の財務の健全性を評価するメソドロジーである「保険会社のリスクベースの資本の十分性：メソドロジーと前提条件」の改正案に対する見解を示したレターを、上院銀行・住宅・都市委員会および下院金融サービス委員会にそれぞれ提出した。
- n S&Pのメソドロジーの改正案では、債券の格付について以下のような提案が行われている。
 - o S&P格付が無い場合で、他の格付機関から付与された格付がある場合、その格付を以下のような形でS&P格付にマッピングする。他の格付機関から付与された格付が無いなど、マッピングできない場合などはCCC格とする。
 - Y 社債および国債：S&P、Moody's、Fitchの3社以外が付与する投資適格な格付は1ノッチ、投機的格付は2ノッチそれぞれ引き下げ。Moody'sおよびFitchの双方が格付を付与している場合、より低い方を採用。
 - Y 仕組み債：Moody'sもしくはFitchのどちらか1社のみが格付を付与している場合は3ノッチ、両社が格付を付与している場合は低い方を2ノッチそれぞれ引き下げることができる。

n NAICのレターの主な内容は以下のとおり。

- 米国の保険会社による投資は、NAICが認定（designation）するNRSRO格付を付与された投資と、NAICの証券評価機関（Securities Valuation Office：SVO）が信用リスクの評価を行った投資（NRSRO格付は付与されていない。）に分けられる。米国の保険会社による大多数の投資は前者に該当する。なお、NRSRO格付には、資本要件を特定する目的で、NAICの認定（designation）が付与される。その際、SVOによる追加的な分析は行われなところ、同じ証券に対するNRSRO格付が相違していることなどもあり、NAICは監督上のイシューの一つとして認識している。
- NAICは、S&PがNRSRO格付全般に対して有する懐疑的な見方のいくつかを共有するものの、S&Pが提案する新たなアプローチが格付の相違の問題に対する解であるとは考えていない。私募債や特定の資産担保証券など、NRSRO格付が付与されていない投資については、NAICのSVOが詳細なリスクの分析・評価を行い、適切なNAICの認定を付与している。NAICは、S&Pの提案が、SVOが付与するNAICの認定を、NRSROが付与した格付に対してNAICが付与する認定と同じものとみなしていることに困惑している。そうすることは、米国の保険セクターにとって分散と投資の重要なソースを崩壊させ得る。NAICは、S&Pに対して、提案しているアプローチの見直しを強く求める。
- 特定の格付機関の格付以外を自動的にダウングレードする取扱いについて、NAICとしてコメントは差し控えるものの、競争を阻害するといった意見もあることから、証券取引委員会（SEC）の検討に委ねる。
- S&PのアプローチとNAICのグループ資本計算（Group Capital Calculation：GCC）の関係について、両者にはまったく関係が無い。GCCは、リスクを評価するための規制上のツールであり、NRSROや投資家が利用することを意図するものではない。

インプリケーション：S&Pの市中協議文書によると、今回提案されているメソドロジーの改正は、約10%の保険会社の格付に影響し得る（格下げよりも格上げが多い）、とのことである。その意味では、本改正が保険セクターに与える影響は限定的であるとも考えられる。他方で、NAICがコメントしているように、例えば、NRSRO格付が付与されていない債券への対応案は、保険会社による投資行動に影響し、さらには、それらの債券の発行主体やその経済セクターにも影響が及ぶことも想定され得る。また、「自動的なダウングレード」の点は、格付機関に対する規制のあり方の見直しの議論につながる可能性もある。

（出所）NAIC 'NAIC Shares Letters with Congress Regarding S&P Global's Proposed Capital Model'

執筆者

小林 晋也 / Shinya Kobayashi

マネージングディレクター

ファイナンシャルサービスズ

リスクアドバイザリー事業本部

有限責任監査法人トーマツ

小林 正幸 / Masayuki Kobayashi (記事H)

マネジャー

ファイナンシャルサービスズ

リスクアドバイザリー事業本部

有限責任監査法人トーマツ

Deloitte.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万 5 千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてののみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オーストラランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの約 345,000 名のプロフェッショナルの活動の詳細については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動される前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に係りして直接または間接に発生し得るいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001